

安楽死・尊厳死

【概説】

現在の日本においては、安楽死・尊厳死は合法化されていない。もし、患者本人が真摯に死を望んでいたとしても、患者の要望に基づいて殺害し、または自ら命を絶つのを援助する行為は、自殺関与・同意殺人罪(刑法 202 条)に該当する。さらに、患者本人が死を望んでいたとは認められないような場合には、殺人罪(刑法 199 条)で処罰されるのである。

これに対して、学説上は、安楽死や尊厳死につき、解釈によって一定の場合に正当化する(=適法な行為とする)余地はないか、という問題が検討されてきた。刑法上の「安楽死」とは、「死期が切迫し、激しい苦痛にあえいでいる患者に対して、殺害して苦痛から解放する」場合をいい、「尊厳死」とは、「治療不可能な病気に罹り、意識を回復する見込みがなくなった患者に対して、延命治療を中止する」場合をいう。しかし、そもそも正当化を認めてよいか、あるいはその要件をどのように考えたらよいか、という点については多くの議論がある。

終末期医療の発達した今日において、患者の病状について正確な判断を下せるのは原則として医師であり、医師による安楽死が問題になることが増えてきている。しかし、医師とは本来可能な限り患者をより長く生かすべきであるとして、わずかでも延命の可能性があるのならそれを追求することを職業倫理として掲げる職種でもある。いくら患者本人の生命短縮についての自己決定があるとはいえ、法によって医師にそれに従うよう義務付けることは、そのような職業倫理と相反する形で「患者を殺す義務」を課してしまうことになりはしないだろうか。

また、過去にはナチスドイツによって「安楽死」の名のもとに大勢の障害者が虐殺されたことがあった。このように、立法化によって国がそのような行為に「お墨付き」を与えた場合に、社会全体にいかなる影響があるかを検討してみることも重要である。

【参考文献】

- ・ 町野朔『犯罪各論の現在』(有斐閣、1996)17 頁以下
- ・ 甲斐克則『安楽死と刑法』(成文堂、2003)157 頁以下

【判例】

1. 最決平成 21 年 12 月 7 日(刑集 63 卷 11 号 1899 頁)
2. 横浜地判平成 7 年 3 月 28 日(判時 1530 号 28 頁)
3. 名古屋高判昭和 37 年 12 月 22 日(高刑集 15 卷 9 号 674 頁)

【関連事項】

1. 諸外国(オランダ、アメリカ、フランスなど)の安楽死法または尊厳死法を検討しなさい。
2. 「ナチスドイツの安楽死」(「生きるに値しない生命の抹殺」)について検討しなさい。